

健マネ通信

2018年4月13日 第1号

健康と安全を願って

HMA 一般社団法人
健康マネジメント協会

発行人： 定方 久雄

健康マネジメント協会の定方です。

新年度を迎えて何か気持ちがフレッシュになっているような気がします。

すでに新年度は始まっていますが、36協定は提出されましたか。ご確認ください。

今月より、「健マネ通信(健康と安全を願って)」として皆様に情報を配信させていただきます。少しでもお役に立てるよう努力して参りますので、よろしくお願い申し上げます。

今回は重要な法改正や新たな国土交通省告示等が3件ありましたのでお知らせします。

[項目]

- ① IT機器を用いた点呼がバス事業にも拡大されました。
- ② 自動車運送事業者に対する行政処分等の基準が厳しくなります。(今回貸切バスは対象外)
- ③ 旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針が告示されました。

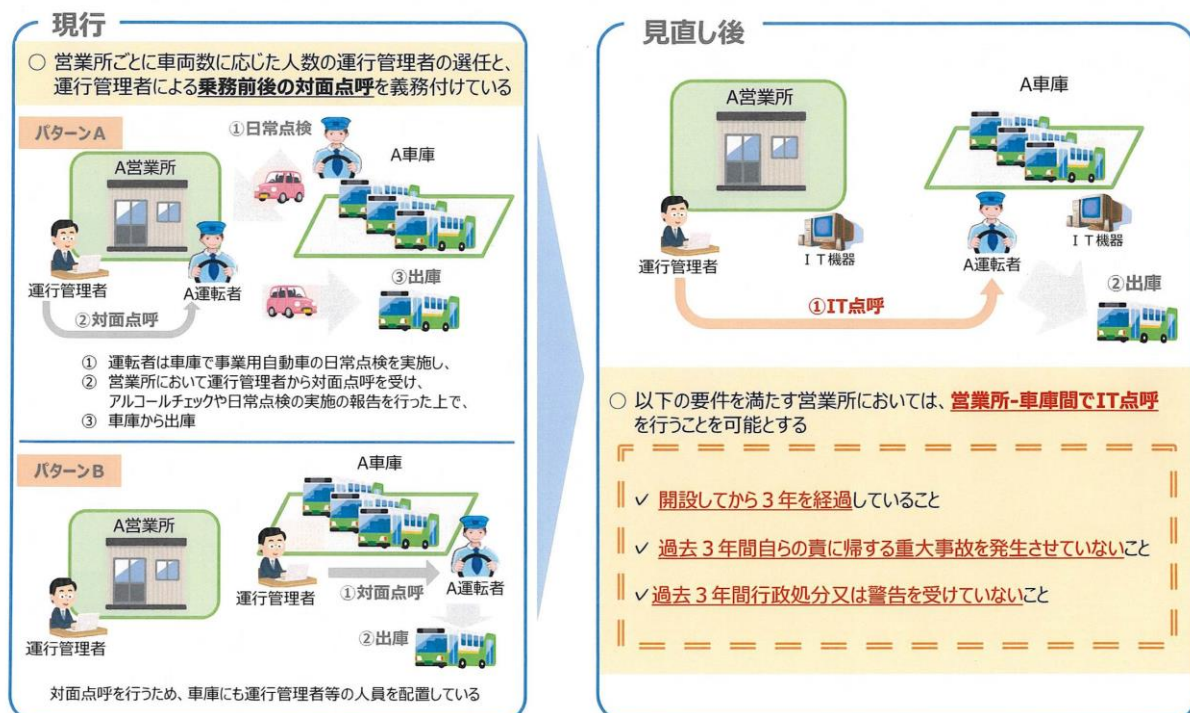
[概要]

①

IT点呼の概要

国土交通省
【機密性2】

輸送の安全及び旅客の利便の確保について優良と認められる旅客自動車運送事業者の営業所について、営業所-車庫間でのIT点呼の実施を認めることとする。



右図の「見直し後」の通り、営業所と車庫の間において、IT機器を使用して点呼を行うことができるようになります。

但し、使用する機器は営業所に設置されていること、営業所に運行管理者が出勤して点呼を実施することは変わりません。

さらに、このIT点呼が届出して許可されるためには3つの条件があります。

「開設してから3年を経過している」

「過去3年間自らの責任による重大事故を発生させていない」

「過去3年間行政処分又は警告を受けていない」

※ 公布・施行：平成30年3月30日(金)

※ 「IT機器」とは、営業所で管理する機器で、カメラ、モニター等によって運行管理者が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、尚且つIT機器により行おうとする点呼において、運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに運行管理者が測定結果を直ちに確認できるもの。

② 「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の厳格化については貸切バスは対象外です。すでに平成28年12月に「処分定量の引き上げ」及び「停止させる車両数の割合の引き上げ」が実施されています。今回は乗合バスが対象になっています。

③ 「旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針」においては2項目が定められています。
あまりなじみのない内容ですが、近い将来「実施義務」になることも考えられます。資料を同封しますのでご一読ください。

※ 公布・施行：平成30年3月30日(金)

[概要]

(1) 経営力向上の内容に関する事項

経営力向上に取り組む事業者が参考とすべき、事業規模に応じた具体的な取り組み事例

(2) 経営力向上の実施方法に関する事項

事業者が設定すべき経営力向上に係る指標とその目標値

国交省は、「中小企業等経営強化法」に基づき、バス等の旅客自動車運送事業を営む中小企業等に対し、経営強化(生産性向上)に役立つ取り組みの事例を盛り込んだ事業分野の指針を策定しました。

今後、バス事業者においては、指針に基づいて経営力向上計画を策定し、「計画の認定」を受けると、固定資産税の軽減措置や金融支援等を受けることができます。

※ 国土交通省告示第537号

「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)第12条第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業分野に係る「経営力向上に関する指針」を次のように定めた(詳細は別紙)ので、同条第5項の規定に基づき公表し、公布日から施行する。(国土交通大臣)

今回は以上です。

今後は、健康や安全に役立つ情報をお伝えしたいと計画しています。

「運転者への指示事項」

「わかっているはずの 道路交通法」

「COPDについて」

その他 etc

ご意見、ご要望 等 お知らせください。

電話 03—5604—9547

FAX 03—5604—9548

mail h-sadakata@health-ma.jp